

令和2年5月27日

利用団体代表者 各位

玉川まちづくりセンター長

### 玉川まちづくりセンター利用についてのご案内

新型コロナウイルスの新規感染者数が一定程度おさえられ、緊急事態宣言が解除されましたが、これは新型コロナウイルス感染症の「終息」を意味するものではなく、北海道の第二波のように再び感染が拡大することが懸念されています。

安易な緩和と行動により、再び感染リスクが高まりより深刻な打撃を受けないためにも、当面の間、警戒を緩めることなく、感染対策をより一層しっかりと講じていく必要があります。

玉川まちづくりセンターでは、人と人の距離の確保や利用人数の制限をはじめとした様々な感染防止対策として、以下のような要件に照らした運用を行います。

利用団体の皆さまには大変ご不便をおかけいたしますが、要件を満たした場合のみの利用となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 1. 感染防止対策の利用要件

- ・発熱や咳、頭痛等の症状があるなど、体調がすぐれない場合は利用を控える
- ・消毒液を持参し手指の消毒と手洗いを徹底する（センター設置以外に）
- ・使用した机や椅子、備品、ドアノブ等の消毒をする（消毒液等は準備します）
- ・利用する部屋ではソーシャルディスタンス（人と人の距離を概ね2メートル確保）

とマスクの着用を、利用者の責任において選択するなどの対応をする

- ・利用する部屋以外では必ずマスクを着用する
- ・近距離での会話や発声、高唱を行わない
- ・呼気が激しくなるような運動をしない
- ・利用人数の制限を守る（下記2に記載）
- ・30分に1回程度の換気を行う
- ・利用後に要件チェック表を提出する
- ・利用後に施設利用者名簿を提出する（別紙施設利用者名簿の提出（任意様式可）と発症した場合の保健所等の聞き取りを承諾する）

2. 利用人数の制限（目安の人数は概ね2メートル間隔をとった状態（2m×2m）で算定しています）

大会議室20名、研修室10名、和室10名、調理室10名（調理以外の利用に限る）

3. 関係様式

- ・様式1 要件チェック表
- ・様式2 施設利用者名簿

4. 関連項目

- ・たまルームは使用できません。

これら要件等をご確認いただき利用の可否をご判断ください。不明な点などがありましたら玉川まちづ

くりセンターにご確認ください。